

答 申 書

(案)

令和6年5月7日

松山市新庁舎整備検討審議会

令和 6 年 5 月 7 日

松山市長 野志 克仁 様

松山市新庁舎整備検討審議会

会長 山本 康友

松山市新庁舎整備基本計画（案）について（答申）

令和 4 年 1 1 月 3 0 日付で諮問のあった、松山市新庁舎整備基本計画（案）
について、別紙のとおり答申します。

松山市新庁舎整備基本計画（案）
に関する答申

令和6年5月

松山市新庁舎整備検討審議会

松山市新庁舎整備基本計画（案）について

令和 4 年 11 月 30 日付 4 松（管）第 352 号「諮問書」により当審議会に諮問された事項のうち、新庁舎の整備概要や必要となる機能などをより具体的に整理した松山市新庁舎整備基本計画（案）について、慎重に審議した結果、以下のとおり答申いたします。

1. 新庁舎（北棟）の整備概要や事業計画について

別館、第 3 別館、第 4 別館及び公営企業局庁舎の機能を集約し、新庁舎（北棟）を整備するにあたり、庁舎の規模、概算事業費、事業スケジュールは重要です。

令和 5 年 11 月に策定した「松山市新庁舎整備基本構想」では、新庁舎（北棟）の延床面積の上限を 28,000 m²（総務省基準と他自治体データによる）とし、下限を 17,000 m²（現状規模）としたところですが、勤務する職員数に応じた執務スペース、議会や災害対策本部といった備えるべき機能、フロアイメージを基に試算し、基本計画（案）では、新庁舎（北棟）の規模を約 20,000 m²とし、今後この規模をベースに進めていくこととしました。

概算事業費については、近年の資材価格高騰や労務単価引上げなどの外的要因を考慮し、基本計画が策定・公表される予定である令和 6 年 12 月時点で試算し、設計費・建設工事費・解体費の合計で 173 億円としています。こういった外的要因で、新庁舎（北棟）建設時には事業費が更に増加する可能性があり、その動向に注視する必要があります。

事業スケジュールについては、令和 6 年 12 月に基本計画を策定・公表した後、まずは、事業手法を、従来と同様の手法である「設計・施工分離発注方式」とするか、民間のノウハウや知見、経営能力等を活用する「官民連携手法」とするか決める必要があります。それぞれのメリット・デメリットを踏まえて新庁舎整備事業に望ましい事業手法を判断し、選択した手法の流れに沿って設計・施工に取り組み、令和 12 年度の供用開始を目指していただきたいと思います。

2. 必要となる機能について

令和 6 年 1 月以降に開催した基本計画に関する審議会では、新庁舎の基本理念の実現に向け、基本方針を具現化するために必要となる機能について、特に議論を重ねました。

近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震に備えて、地震発生後でも行政機能を維持・継続しやすい免震構造を採用することや、災害時の拠点となる災害対策本部や本部長として陣頭指揮を執る市長の執務室を免震構造の新庁舎（北棟）に移転させることは、災害発生時に市民の生命を守るための取組みとして重要であると考えます。

新庁舎（北棟）には福祉・こども家庭部局を配置し、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児連れといった様々な方が数多く訪れることになり、相談内容にはプライバシーに特に配慮すべき場

合もあることから、ユニバーサルデザインや窓口機能の充実が図られた庁舎にする必要があります。

また、今後の公共施設の整備では脱炭素や自治体 DX の視点は不可欠であり、これらの分野の有識者（東京大学大学院 情報理工学研究科 教授 江崎 浩 氏）を審議会に招聘して意見を伺い、デジタル空間で建物管理や各種シミュレーション等が可能となる三次元デジタル情報等を備えた BIM（ビルディング・インフォメーション・モデル）の活用、庁舎の可変性やライフサイクルコストの縮減に資するスケルトン・インフィルの考え方、建物建設に伴う CO2 排出（エンボディド・カーボン）や運用期間も含めた建物ライフタイムの CO2 排出の抑制の考え方などを審議会意見としてとりまとめ基本計画（案）に盛り込みました。

このほか、庁舎敷地が北に向かって松山城を望む立地であることや、同時期に周辺の民間施設で再整備が進められていることなどから、単なる庁舎建替えに留めず、周辺事業者とも連携し、連続性・一体感のある景観形成、賑わい創出、市民協働機能の設置を含めた広い視点で新庁舎や屋外空間の整備を進めることが大切です。

なお、ハード面での賑わい創出や市民協働機能の対応だけでなく、運用面において、市民が集える仕組みづくりや持続可能な運営体制が整うことによって、実質的な整備になると考えます。新庁舎整備をよい機会と捉え、今後、市役所の各部局が連携し周辺事業者等も巻き込みながら、賑わい創出や市民協働のための仕組み・運営体制を構築するなどして取り組んでいただければ、この周辺エリアがより魅力ある「まち」になっていくと思いますので、今後の松山市の取組みに期待します。

3. 新庁舎（北棟）の今後の設計・施工と将来の本館建替えに向けて

本基本計画（案）には、市庁舎本館は含んでいませんが、近い将来、第 2 期整備として本館を建て替えることから、今回の新庁舎（北棟）整備と将来の本館建替えが互いを考慮しない断片的なものとならないよう「おわりに」の章で新庁舎（北棟）完成後から第 2 期整備の間の留意点と将来の本館建替え時の留意点を挙げています。

新庁舎（北棟）の建設に伴い解体される別館の跡地は、少なくとも本館建替えまでは屋外空間としての利用になるため、暫定利用のあり方を検討する必要があるほか、DX の進展によって市役所に訪れなくてもできる手続きが増えて市役所窓口の機能・ニーズが変わっていくことが考えられ、将来の本館建替え時に改めて社会情勢に合った庁舎低層階のあり方を考え直す必要性が出てくるものと考えます。

本基本計画（案）を参考に、全体を俯瞰し「人と環境にやさしく、安全・安心と笑顔を未来につなげる庁舎」を目指していただきたいと思います。

参考資料

松山市新庁舎整備検討審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所属名称・役職名
学識経験者 (4名)	やまもと やすとも 山本 康友	東京都立大学 客員教授
	まつむら のぶひこ 松村 暢彦	愛媛大学 社会共創学部 学部長
	つづき しんじ 都築 伸二	愛媛大学 大学院理工学研究科 教授
	もりおか ちほ 森岡 千穂	松山大学 人文学部 准教授
その他 (2名)	うえはら みつよ 上原 光代	元松山市社会福祉協議会 副会長
	さかわ とみえ 佐川 東輝枝	松山商工会議所女性会 会長
公募 (2名)	ど て こころ 土手 こころ	公募市民
	ありほり としかず 有堀 敏一	公募市民

松山市新庁舎整備検討審議会開催日程

(基本構想関係)

第 1 回	令和 4 年 11 月 30 日(水)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○会長及び副会長の選出 ○諮問 ○議事 ・今後の会議の進め方について ・現庁舎の現状と課題について
第 2 回	令和 4 年 12 月 16 日(金)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○議事 ・Web 会議環境利用による会議開催要領について ・松山市中心地区再生にかかるビジョン等と景観について ・新庁舎の基本理念と基本方針について ・新庁舎の規模について ○現地視察
第 3 回	令和 5 年 1 月 19 日(木)	松山市役所 第 4 別館 4 階 第 1 会議室	○議事 ・新庁舎の基本理念と基本方針について ・新庁舎の規模について ・先進市事例について ・本庁舎周辺の市有施設の現状について ・市民・職員の意見及び課題の集約状況について ・新庁舎の整備場所の検討について
第 4 回	令和 5 年 2 月 4 日(土)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○議事 ・新庁舎の整備概要について ・基本構想（案）について
第 5 回	令和 5 年 2 月 16 日(木)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○議事 ・基本構想（案）について ・答申（案）について

(基本計画関係)

第 6 回	令和 6 年 1 月 11 日(木)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○議事 ・ 今後の会議の進め方について ・ 市議会特別委員会の意見・要望事項について（報告） ・ 基本計画（素案）について
第 7 回	令和 6 年 2 月 8 日(木)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○議事 ・ 第 6 回審議会での意見の反映案について ・ 基本計画（素案）について
第 8 回	令和 6 年 3 月 8 日(金)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○意見聴取 ・ 新庁舎整備に必要な D X ・ G X の取組み等について ○議事 ・ 基本計画（素案）について
第 9 回	令和 6 年 4 月 4 日(木)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○議事 ・ 基本計画（素案）について
第 10 回	令和 6 年 4 月 26 日(金)	松山市役所本館 5 階本部会議室	○議事 ・ 基本計画（案）について ・ 答申（案）について

○松山市新庁舎整備検討審議会条例

令和4年3月25日

条例第4号

(設置)

第1条 本市の新庁舎の整備に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市新庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新庁舎の整備の基本構想及び基本計画について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者であつて、市長が行う公募に応じたもの

(3) 市長が必要と認める者

2 委員は、第2条の規定による答申を終えたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、第2条の規定による答申が終了した日限り、その効力を失う。

○松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則

令和4年3月30日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、松山市新庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会長は条例第4条第1項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、管財課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、条例第2条の規定による答申が終了した日限り、その効力を失う。

松山市新庁舎整備検討審議会でのWeb会議環境利用による会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市新庁舎整備検討審議会において、Web会議環境（インターネット等を通じて映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる環境をいう。以下同じ。）を利用する場合の開催方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(Web会議環境の利用による出席)

第2条 会長が必要と認めるときは、委員は、Web会議環境を利用して会議に出席することができるものとし、当該出席は、松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則（令和4年規則第17号。以下「規則」という。）第3条第2項に規定する出席に含めるものとする。

2 前項の規定により出席する場合において、Web会議環境による映像の送受信ができなくなったとしても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見交換を委員相互で行うことができるときは、出席に含めるものとし、映像のみならず音声を送受信できなくなったときは、当該Web会議環境を利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

3 前項の規定により、会長及び副会長が共に退席したものとみなされたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(Web会議環境の利用環境)

第3条 Web会議環境を利用する委員は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

2 Web会議環境を利用する委員は、当該環境に接続する機器について、一の会議を通じて適正に映像及び音声を送受信するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(Web会議環境を利用した会議の記録)

第4条 管財課は、Web会議環境を利用した会議の映像及び音声を記録し、第2条第2項の規定により退席したものとみなされた委員から要望があれば、当該会議終了後速やかに当該記録を提供するものとする。

(準用)

第5条 第2条第1項及び第3条の規定は、松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号）第7条の規定により出席を求めた関係者について準用する。この場合にお

いて、第2条第1項中「委員」とあるのは「松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号）第7条の規定により出席を求めた関係者（以下「関係者」という。）」と、「できるものとし、当該出席は、松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則（令和4年規則第17号）第3条第2項に規定する出席に含めるものとする」は「できる」と、第3条中「委員」とあるのは「関係者」と読み替えるものとする。

付 則

この要領は、審議会の決定の日から施行する。